

対面助言の提出資料について（お願い）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

対面助言の提出資料の部数及び提出期限については、「対面助言の実施要綱」により示しているところです。提出資料の表示等については、提出資料を適切な担当部署に受け渡すために、以下の取扱いとしております。ご理解ご協力の程お願いいたします。

(1) 申込書（写）を資料の最初に綴っていただきますようお願いいたします。

(2) 【項目記載箇所の例図】を参考に、以下の項目を漏れなく表示（記載）していただきますようお願いいたします。なお、背表紙には「対面助言資料」と表示（記載）してください。

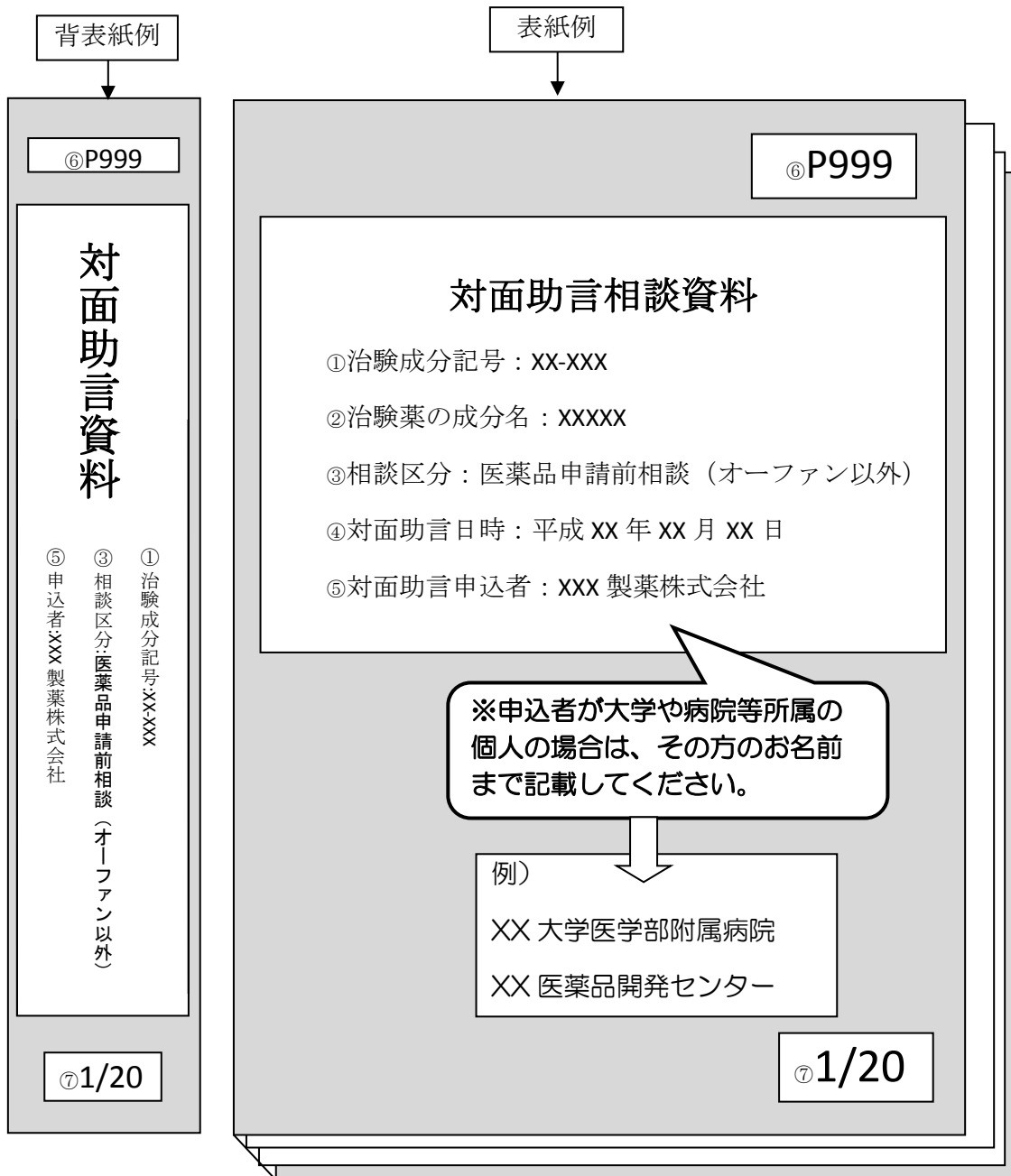
【提出資料の表示（記載）項目】

	表示（記載）項目	表示箇所
	「対面助言相談資料」	表紙と背表紙
①	治験成分記号、又は被験物の名称及び識別記号	表紙と背表紙
②	治験薬の成分名、又は予定される一般的名称 （再生医療等製品においては、「構成細胞及び導入遺伝子の名称」）	表紙
③	相談区分	表紙と背表紙
④	対面助言実施予定日 （対面助言実施日がないもの又は未定なものについては記載不要）	表紙
⑤	対面助言申込者の氏名（会社名）	表紙と背表紙
⑥	相談区分と受付番号（対面助言申込書受付時に機構が発行する番号）の関係 （1） 新医薬品の治験相談：「P〇〇」 （2） 先駆け総合評価相談：「薬先P〇〇」「機先P〇〇」「体先P〇〇」「再先P〇〇」 （3） 新医薬品の事前評価相談：「評 P〇〇」 （4） 医薬品優先審査品目該当性相談：「優 P〇〇」 （5） 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談：「早 P〇〇」 （6） ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談：「P-BM〇〇」 （7） 後発医薬品の相談：「後 P〇〇」 （8） 一般用医薬品開発開始・申請前相談：「般P〇〇」 （9） 再生医療等製品の治験相談：「再P〇〇」 （10） 再生医療等製品の事前評価相談：「再評P〇〇」 （11） 新医薬品の申請電子データ提出確認相談：「電〇〇」 （12） 医療機器の治験相談：「機P〇〇」 （13） GCP/GLP/GPSP相談：「信G P〇〇」「機信G P〇〇」 （14） 信頼性基準適合性調査相談：「信P〇〇」「機信P〇〇」「再信P〇〇」 （15） 医薬品の疫学調査相談「疫 P〇〇」 （16） 医薬品添付文書改訂相談「RPI〇〇」 （「〇〇」には番号が入ります。）	表紙と背表紙

⑦	<p>相談区分ごとの通し番号の付け方</p> <p>(1) ⑥の相談区分のうち、下記(2)～(5)以外の相談</p> <p>○ No.1～No.□□ (提出部数は、最新の実施要綱をご確認ください。)</p> <p>(2) 先駆け総合評価相談</p> <p>○ No.1～No. (各資料(モジュール1及び2、モジュール3～5等)の提出部数は、事前打合せにてご確認ください。)</p> <p>(3) 新医薬品の事前評価相談</p> <p>○ モジュール1及び2 : No.1～No.20、○ モジュール3～5 : No.1</p> <p>(4) ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談</p> <p>○ セクション1及び2 : No.1～No.20、○ セクション3～5 : No.1～2</p> <p>(5) 再生医療等製品の事前評価相談</p> <p>○ 共通資料、添付資料概要 : No.1～No.20、○ 事前評価である区分に対応する添付資料 : No.1</p>	表紙と背表紙
---	--	--------

対面助言資料作成例

*相談によっては、提出資料部数の変更をお願いする場合がありますので、ご了承くださいませよう、
お願いいたします。



【お問い合わせ先】

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
電話: 03-3506-9556 FAX: 03-3506-9443